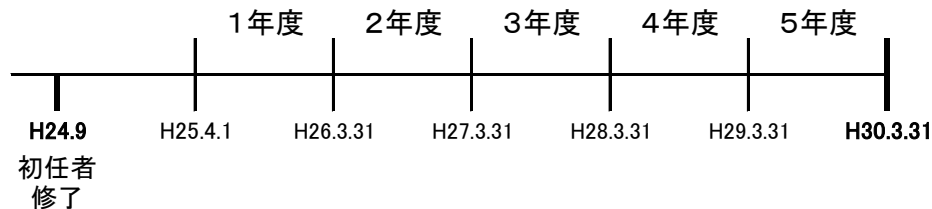


相談支援従事者現任研修について

相談支援専門員の資格は、初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、**5年度ごとの年度末までに現任研修を1回以上修了する必要がある**。

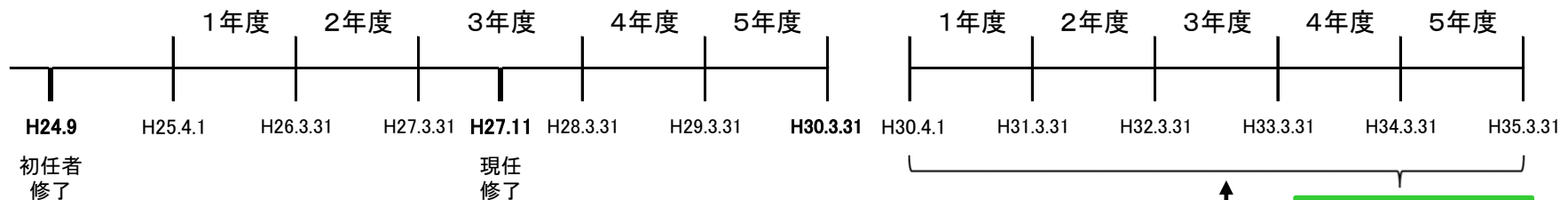
よって、平成24年度に初任者研修を修了した者については、平成29年度末までに現任研修を修了しないと**相談支援専門員の資格が失効**しますので御注意ください(この場合、改めて“初任者”研修を修了しなければ、相談支援専門員になることができません。)

1 相談支援従事者“初任者”研修のみ修了している場合



H30.3.31までに“現任”研修を修了しなければ、相談支援専門員の資格を喪失

2 “初任者”研修修了後、5年度以内に“現任”研修を修了している場合



H30.4.1～H35.3.31の間に、“現任”研修を修了すれば相談支援専門員の資格を更新できる。

※ 「現任研修修了から5年の間」ではない。

この5年の間に
現任研修を修了